

養護老人ホーム被措置者(入所者本人)費用徴収基準

対象収入による階層区分		費用徴収基準月額	対象収入による階層区分		費用徴収基準月額
1	0円～ 270,000円	0円	21	680,001円～ 720,000円	34,100円
2	270,001円～ 280,000円	1,000円	22	720,001円～ 760,000円	37,500円
3	280,001円～ 300,000円	1,800円	23	760,001円～ 800,000円	39,800円
4	300,001円～ 320,000円	3,400円	24	800,001円～ 840,000円	41,800円
5	320,001円～ 340,000円	4,700円	25	840,001円～ 880,000円	43,800円
6	340,001円～ 360,000円	5,800円	26	880,001円～ 920,000円	45,800円
7	360,001円～ 380,000円	7,500円	27	920,001円～ 960,000円	47,800円
8	380,001円～ 400,000円	9,100円	28	960,001円～ 1,000,000円	49,800円
9	400,001円～ 420,000円	10,800円	29	1,000,001円～ 1,040,000円	51,800円
10	420,001円～ 440,000円	12,500円	30	1,040,001円～ 1,080,000円	54,400円
11	440,001円～ 460,000円	14,100円	31	1,080,001円～ 1,120,000円	57,100円
12	460,001円～ 480,000円	15,800円	32	1,120,001円～ 1,160,000円	59,800円
13	480,001円～ 500,000円	17,500円	33	1,160,001円～ 1,200,000円	62,400円
14	500,001円～ 520,000円	19,100円	34	1,200,001円～ 1,260,000円	65,100円
15	520,001円～ 540,000円	20,800円	35	1,260,001円～ 1,320,000円	69,100円
16	540,001円～ 560,000円	22,500円	36	1,320,001円～ 1,380,000円	73,100円
17	560,001円～ 580,000円	24,100円	37	1,380,001円～ 1,440,000円	77,100円
18	580,001円～ 600,000円	25,800円	38	1,440,001円～ 1,500,000円	81,100円
19	600,001円～ 640,000円	27,500円	39	1,500,001円以上の場合・・・	
20	640,001円～ 680,000円	30,800円		150万円超過額×0.9÷12月+81,100円	(100円未満切捨)

扶養義務者費用徴収基準

税 額 等 に よ る 階 層 区 分		費用徴収基準月額	
A	生活保護法による被保護者(単給を含む)	0円	
B	A階層を除き当該年度分の市民税非課税の者	0円	
C1	A階層及びB階層を除く 前年度分の所得税非課税の者	当該年度分の市民税所得割非課税 (均等割のみ課税)	4,500円
C2		当該年度分の市民税所得割課税	6,600円
D1	A階層及びB階層を除く	30,000円以下	9,000円
D2	前年度分の所得税課税の	30,001円 ～ 80,000円	13,500円
D3	者であって、その税額の年	80,001円 ～ 140,000円	18,700円
D4	額区分が次の額である者	140,001円 ～ 280,000円	29,000円
D5		280,001円 ～ 500,000円	41,200円
D6		500,001円 ～ 800,000円	54,200円
D7		800,001円 ～ 1,160,000円	68,700円
D8		1,160,001円～ 1,650,000円	85,000円
D9		1,650,001円～ 2,260,000円	102,900円
D10		2,260,001円～ 3,000,000円	122,500円
D11		3,000,001円～ 3,960,000円	143,800円
D12		3,960,001円～ 5,030,000円	166,600円
D13		5,030,001円～ 6,270,000円	191,200円
D14		6,270,001円以上	その月におけるその被措置者に係る支弁額

・この表における「対象収入」とは前年の収入(社会通念上収入として認定することが適当でないものを除く。)から、租税、社会保険料、医療費等の必要経費を控除した後の収入をいう。

・主たる扶養義務者が、他の社会福祉施設に被措置者の扶養義務者として費用徴収される場合には、この表による徴収額の一部又は全部を免除することができる。